

# 法教育推進協議会 第17回会議 議事録

日 時 平成19年12月19日（水）  
午後1時00分～午後2時28分

場 所 法曹会館高砂の間

法務省

大村座長 それでは、予定された時間になりましたので、第17回法教育推進協議会を開催させていただきます。

前回に引き続き、私の方で司会進行をさせていただきたいと存じます。

本日は、これから午後2時30分まで本協議会における議論をいただきました後で、法務省内に場所を移しまして、午後4時まで第1回の私法分野教育検討部会を開催することとなっております。

やや慌ただしいスケジュールになりますが、御協力をお願いいたします。

それでは、まず本日の配布資料の確認等を事務局からお願いいたします。

佐々木参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1は、小学校教材作成部会の構成員の先生方を記載した名簿でございます。

資料2は、私法分野教育検討部会の構成員の先生方を記載した名簿でございます。

引き続きまして、資料3は、枝番がついてございまして、3-1から3-4までございます。これは、現在、小学校教材作成部会で提出されている資料でございます。後でお目通しいただければと存じます。

それから、資料4になりますが、資料4は文部科学省からいただいた資料でございます。教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめを書いていただいているものです。

それから、資料5は、法教育の私法分野への展開について鈴木委員御提出に係る資料でございます。

そのほかの資料といたしまして、先日当省を中心に横浜で法教育シンポジウムを開催いたしましたので、その際の配布資料と、このシンポジウムを取り上げていただきました新聞記事、それに加えて、中央教育審議会教育課程部会の審議のまとめに関するパンフレットを参考資料として机上に配布させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

次に、当協議会の下部組織といたしまして、「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」、これを設置することといたしておりますが、その構成員の選任が新たに行われましたので、この点につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

佐々木参事官 御説明をさせていただきます。

まず、先ほどの資料1を御覧いただきたいと思います。

先日来、既に活動を開始しております小学校教材作成部会の構成員につきましては、日本弁護士連合会からの御推薦をいただきまして、新たに弁護士の根本信義先生の選任が行われました。

次に、資料2になりますが、私法分野教育検討部会につきましては、この協議会においてお示しいただいた方向性に沿って、文部科学省の御協力も得ながら検討の具体的作業を担っていただける先生方について、選任手続を進めてまいりました。

そこで、資料2に記載しておりますとおり、同部会の構成員を決定させていただいた次第であります。本日は、同部会の構成員の先生方にも御列席いただいております。

最高裁判所事務総局総務局の日置局付と当部部付の大谷につきましては、小学校教材作成

部会との兼任の形になっており、先日この協議会の席上で紹介させていただきましたので、本日はその他の3名の先生方の御紹介をさせていただきます。

御列席いただいている構成員の先生方におかれましては、その場で御起立いただいて、お一人1分程度で簡単に自己紹介をいただければと思います。

まず、東京都立石神井高等学校教諭の渥美利文先生でございます。渥美先生、一言自己紹介をお願いいたします。

渥美構成員 東京都立石神井高等学校の渥美と申します。

協議会の委員でいらっしゃいます江口先生の下で2年間法教育の勉強をさせていただいて、修士論文を完成させていただいた関係で今回引き受けさせていただくことになりました。

私は今、石神井高校の定時制課程に配属になっておりまして、様々な境遇の生徒と共に日々教育活動を展開しているところです。まだ教員になって5年目ということで、法の分野はもちろん教育の分野においてもまだまだ未熟な部分もありますが、そういう多様な生徒と接しているということを生かしながら、精一杯頑張っていきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

佐々木参事官 次に、弁護士の姜文江先生が選任されてございます。姜先生、一言自己紹介をお願いいたします。

姜構成員 横浜弁護士会の姜文江と申します。私は日弁連の「市民のための法教育委員会」に所属しておりまして、横浜弁護士会においても法教育委員会に入り、そこで主に法教育の授業などを行ってまいりました。

私は、今回私法分野の展開に関する部会の方に所属させていただいたのですが、まだこちらの授業は、個人的にも実践したことがなくて、どういうふうに展開するか、そういう意味ではいろんな関心を持って今日この場に参加させていただきました。

今後ともよろしく申し上げます。

佐々木参事官 次に、埼玉県桶川市立日出谷小学校教諭の増田公之先生でございます。増田先生、一言自己紹介をお願いいたします。

増田構成員 埼玉県の桶川市にある日出谷小学校というところに勤務しております増田と申します。

小学校に勤務しているのですが、採用は中学校の教員です。埼玉県の小・中の人事交流ということで、2年間の期間限定で学区内の小学校で今年と来年、高学年を中心に社会科を教え、その子供たちと一緒に中学校に上がってまた勉強する予定になっております。ですから、中学校のことに小学校のことが、小学校のことは分かりつつあるところですので、そうした視点からも力になればと思います。

よろしく申し上げます。

佐々木参事官 以上がメンバーの自己紹介でございます。なお、最初に座長からお話ございましたが、本日この協議会終了後に第1回目の私法分野教育検討部会を開催する予定となっております。委員の方々におかれましては自由に御参加いただければと存じますので、お時間のある方はよろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

構成員の皆様方におかれましては、部会におきまして私法分野教育の検討に御協力、御尽

力をいただければと存じます。

また、本協議会の委員の方々におかれましても、今御案内がございましたように、積極的に部会の方にも御参加をいただきまして御議論に加わっていただき、御意見を賜ればと存じます。

さて、次に、9月に行われました前回の法教育推進協議会以降の動きにつきまして、関係の各機関から御報告をいただき、その後に委員の方々の意見交換に移りたいと存じます。

まず最初に、法務省における動きにつきまして、事務局の方から5分ないし10分程度でお話をいただければと思います。

大谷部付 それでは、法務省における活動について御報告いたします。

法務省から2点ございます。

1点は、小学校教材作成部会の開催状況についてですけれども、小学校教材作成部会はこれまで3回開催したところです。

部会の構成員の先生方、協議会の委員の方々のほか、文部科学省の小学校担当教科調査官にも必要に応じて御参加をいただいて、さまざまな御意見を伺いながら進めております。

現在の方向性といたしましては、特定の教科の観点に過度に縛られることのないように、小学校の先生のお立場から見てやってみたいと思える法教育というのはどのようなものかという観点から、それを軸に検討を進めているところです。

資料の3-1から3-4を御覧ください。

こちらは、11月28日に開催されました部会において、4人の先生方からご提出いただいた資料でございます。

1番目、3-1でございますが、これは臼井先生からいただいたものでございまして、これは、『私たちはいつから「大人」になるの?』という題材で進めてはどうかという案でございます。

これは、民法において20歳が成年というふうにされておりますけれども、大人になるということは法律でいろんな形で示されています。それでは、その大人って何だろうというようなことを考えさせていくという授業でございます。

成人式が行われる、結婚をして家庭を持つ、選挙権を持つ、飲酒・喫煙ができるようになる、大人の料金にいつ変わるかとか、運転免許がいつ取れるかとか、様々な法があるところで、そういうものを子供たちに考えさせていく授業はどうかという御提案でございます。

次に、3-2でございますが、これは梅田先生の御提出に係るものです。

梅田先生の御提案としては、1つは、プライバシーというものを題材として考えていってはどうかというものです。これは、携帯電話やパソコンの普及がございまして、子供たちを取り巻く環境が激変しているわけですけれども、その中でプライバシーというものは何であろうかということを考えさせていってはどうかというものでございます。

1枚おめくりいただいて、次に、これはまた違う題材としていただいておりまして、これは体験学習でやることのルールづくりに関するものでございます。

例えば、遠足のような形でどこかに行ったとして、キャンドルファイヤーのプログラムや出し物とか、行き方とグループ活動とか、持ち物はどのようなものがあるのか、行くまでの約束、宿舎、その活動自体における約束はどのようなものがあるのか、こういうことを子供たちに考えさせてはどうかというものでございます。

さらに1枚おめくりいただいて、その他として、現在の学習指導要領の中でも、社会科4年生の中でごみの問題とか消防、警察というところがあるので、そこに法教育的なものを取り入れてはどうかというのが1点目の提案。続いて2点目として責任の問題。これは責任ということを考えていったらどうかというその前の会の議論を踏まえまして、責任の問題について道徳や特別活動で取り上げてはどうかという提案。3点目として、ルールとマナーという形で、ルールで守るべきものなのか、マナーとして守るべきものなのかというようなことを考えてはどうかという御提案をいただいています。

次に、資料3-3ですが、木村先生からいただいている案でございます。これは1枚目、2枚目で現在の小学校の生活、生徒指導上の決まりを御紹介いただいて、このような決まりを示され、日常の指導を受けている児童にとっては、法は守らなければならないもの、与えられているものだというふうな意識が強くなるのは当然だという問題意識から、3枚目以降で具体的な提案をいただいているところです。

木村先生の御提案は、特別活動、特に学級活動の観点でどのようなものを取り上げられるであろうかということで、具体的に学級会で取り上げるべきようなことを出していただいております。

一番最後の4ページの2番にございますけれども、切実感のある議題・題材をできるだけ取り上げることが重要であろうという御提案を得ているところです。

最後に、資料の3-4ですが、これは小林先生の御提出に係る資料でございます。小林先生がアメリカの法教育を御研究されたという経験を生かしまして、アメリカではこういうことがされているけれども、日本でも取り入れられるべきところがあるのではないかとという観点から、かなり詳細な御提案をいただいているところです。

全部を御紹介することはちょっと難しいところがございますけれども、いろんなレッスンの形があり得るのではないかとということで、15ページ以下でこういうことがアメリカであったので、それを日本流にアレンジしてはどうかというようなことを書いていただいているところです。

小学校教材作成部会については、次回は1月17日木曜日午後6時30分から1時間半程度で予定しております。

まず、白井先生から具体的に授業を進めるなら、大人になるということに関して何時間の単元としてどのようなことをやっていくのかということを具体的に御提案をいただいて、それをもとに議論をしていく予定にしております。

今後とも、当協議会の委員の方々の御指導を賜りながら、小学校教育における法教育教材の作成に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目ですが、「法教育シンポジウム in よこはま」について、これは参考資料としてお配りしたものでございますけれども、シンポジウムの内容といたしましては、昨年度横浜市の中学校で行われた文部科学省の委嘱研究の結果を踏まえて、中学校における法教育の具体的な在り方というものと、それから発達段階に応じた法教育の在り方の2点をメインテーマとしたものでございます。

2部構成でございます。第1部は講演と御報告、第2部はパネルディスカッションという形で進めていただきました。

まず、江口委員に基調講演として「法教育の未来」について熱く語っていただきまして、

その後、報告という形で、横浜市内の老松中学校で法教育に取り組んでいただいている鈴木浩先生から保護者や大人を巻き込むような形の法教育の実践例を御報告いただきました。

また、大杉委員から「発達段階に応じた法教育」について、小学校を中心に高等学校についても言及する御報告をいただきました。

パネルディスカッションは、「ひろがる法教育」というテーマのもとに一橋大学の山本和彦教授をコーディネーターとして、パネリストとしては大杉委員のほか、キャスターの出光ケイさん、司法書士の伊見真希さん、横浜市立瀬ヶ崎小学校の梅田比奈子さん、それから横浜市教育委員会の三嶽昌幸指導主事、弁護士の村松剛先生に、さまざまな視点から多角的に御意見をいただいたところです。

当日の参加は200名でございまして、この種のシンポジウムとしては盛況であったと思っております。

参加者の方々の内訳としましても、教員、弁護士、司法書士、学生、会社員、公務員、報道関係者等であって、幅広い層から御参加いただいたと考えております。

アンケートの結果を見ましても、理論や思想だけではなくて、実践事例を具体的に紹介されてよかったという学生の方の御意見や、鈴木浩先生の御報告にあった「大人に説明しよう、大人を巻き込んでいこう」という手法が大変参考になったという司法書士の方の御意見などがございました。

今後とも、法教育を推進するために様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

法務省からは以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に学校現場との関係で、学習指導要領の内容というのが非常に重要になってまいります。先日、中央教育審議会の教育課程部会において、学習指導要領の改訂に向けての「審議のまとめ」というのが行われたと伺っております。

法教育との関係でも、かなりの程度の言及がなされたと伺っておりますので、この「審議のまとめ」の内容につきまして、文部科学省の方から15分程度で御報告をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

神山専門官 文部科学省の教育課程課の神山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に「生きる力」と題したパンフレットと、資料の4といたしまして、「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」ということで、2つほど御用意させていただいております。パンフレットの方で主に総論的な審議の概要と、資料4の方で法教育に関しましてどんな言及がなされているかといったところを、15分ほどお時間をいただいて御説明したいと思っております。

まず最初に、パンフレットの方を御覧いただきますと、一番上にありますように、中央教育審議会の中の教育課程部会というところで、11月7日に審議のまとめ、学習指導要領をどういうふうに改訂していくかということの大まかな方向性が出てございます。

スケジュールから申しますと、11月7日にこれがまとめられておりますが、各方面の団体の意見ですとか一般国民の意見を聞いて、1月には答申という形にして、さらにその1月の答申を受けた後、来年の3月までに小・中学校は学習指導要領改訂をしたいというふうに考えております。ちょっとタイトなスケジュールですが、そういったスケジュールで進んで

いくということでございます。

中身でございますけれども、総論的な話になってしまうのですが、表題でございますように「生きる力」という「理念」は変わらないけれども、それを実現するための手だてである「学習指導要領」を変えろということ、「生きる力」というのは、御承知かと思えますけれども、パンフレットの2ページ目を御覧いただきますと、上の矢印のようなところに「生きる力」について書いてございますが、その3つの○にございますように、今、学力面では基礎・基本をきちんと身に付けて、それだけではなくて自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動できるということを目指すということですし、こういった学力面以外にも他人との協調といった人間性に関する部分、あるいは体力や健康といった部分も含んだ広い意味での「生きる力」という概念になってございます。

この「生きる力」について、2ページ目、今お聞きいただいているところで、左側のところで引き続き必要だと言われている理由を幾つか掲げるとともに、2ページ目の右側のところで、5つほど課題を挙げてございます。

ごく簡単に申しますと、1つ目は、「生きる力」といっても、ゆとり教育に対しての賛否両論があるように、必ずしも共通理解ができていなかったということが1つ目の課題。

それから、2つ目の課題として、これも趣旨の共有ということと重なるのですが、自主性尊重というのが強調され過ぎて、教師が指導をちゅうちょするという状況もあったのではないかとということ。

それから、課題の3つ目と4つ目に関しては、前回の改訂で時間数を減らしたということもございまして、各教科での知識、基礎・基本と言われる部分のきちんとした定着と、さらにそれをある程度活用していくという総合的な学習に結びつけていくといったことが、必ずしも実現できていなかったのではないかとというのが3つ目と4つ目。

それから、課題の5は、少し外部的な要因ですが、家庭や地域の教育力というのが低下して、それを踏まえた対応が必要だったのではないかとといったことを反省点として挙げております。

その課題を踏まえて3ページ目を御覧いただくと、大きな方向性として7つほど掲げてございますが、大きなところといたしましては、3ですとか4といったところでございますように、基礎・基本をきちんと身につけて、さらにそれを4にあるような思考力・判断力・表現力といったものに結びつけていくということが大事だということ。そのためには、5にございますように、授業時間数の確保が必要ということをおっしゃいます。

大きな構成としてはこういう構成になっておるわけですが、そのことを表紙のQ&Aなどに端的に書かせていただいております。1つ目のQ&Aは、「生きる力」という理念は変わらずに、具体的なその課題を解決するために今回改訂するということ。それから2つ目は、よくマスコミでゆとり教育を転換すると言われてございますが、今回の改訂は、後ほど御説明するように、時間数を若干増やしますけれども、時間数を増やして教える内容を同じぐらい増やして、それをある意味詰め込むということではなくて、時間数は増えるけれども、中身はそれほど増やさずに基礎・基本を繰り返して身に付けたり、あるいはそれを活用するといった活動にその時間を当てたいということでございます。

3つ目のQ&Aも、授業時間数の増加の必要性ということで、今申し上げましたように基礎・基本の確実な習得と、それを観察・実験やレポート作成、論述といった知識を活用する

活動と、そういうところに時間数を当てたいということを考えてございます。

もう一点、Q&Aの一番最後に、条件整備、教員の定数ですとかも必要だということに触れてございますが、これは全体の財政の状況の中で可能な範囲でやっていくという形になってございます。

そういう総論で進んでおるわけですが、もう少し具体的な話として4ページ目をお開きいただきますと、それでは、実際にどのぐらいの時間数が増えるのかといったことが下のところに表として掲げてございます。

小・中学校それぞれ子供たちに教えたことはたくさんあるわけですがけれども、子供の発達状況など考えると、何時間も増やすというわけにはいきませんので、おおむね週1コマずつぐらい、小学校の低学年だけ2コマですけれども、小・中、1週間に1コマ増やして、その中で各教科に割り振っていくという方針で進んでございまして、法教育に比較的関連の深い社会に関して言いますと、下の表を御覧いただきますと、左側の方にございますが、小学校の社会科で6年間を通じて20コマ程度、それから中学校の社会科で3年間を通じまして55コマ程度を増やすということになってございます。

ちなみに、右側の下を御覧いただくと、高等学校の教科・科目というのがございますけれども、地理歴史や公民といった部分に関しては、基本的な構成は今回は余りいじらないということになってございます。

時間数は、今申し上げたような形で若干増加をするということですがけれども、先ほど総論で申し上げましたように、中身を増やすということではなくて、基礎・基本や活用力といったものに当てたいというふうに考えてございます。

それから、5ページ目の上の文章の部分を御覧いただきますと、幾つかその主な改善事項ということで、各教科にまたがるような話として改善事項を掲げてございまして、言語活動ですとか理数教育、伝統・文化と並んで、右上の方に道徳教育の充実というのも一つの柱として掲げてございまして、この中で法やルールの意義や遵守について理解するということが挙げられております。

6ページ、7ページ以降は、各教科の具体的なイメージを書いておりますが、ちょっとここは時間の関係で割愛をさせていただきます。

続きまして、資料の4を御覧いただきたいと思います。本体は140ページぐらいあるのですがけれども、法教育などに関係した部分を抜粋してございます。

まず、資料の4の1ページ目のところは、総論の中でところどころ法教育について触れておるという部分でございまして、5の(4)といったところは、先ほど申し上げた思考力・判断力・表現力が大事だといった総論の中でも、生命やエネルギーなどと並んで民主主義や法の支配といった基本的な概念といったものは、教育内容として適切に位置付けたいということに触れてございます。

また、(7)の豊かな心ということで、道徳教育の方面でございまして、この中でも民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切といったことで、総論の中でもそうした点に触れてございます。

6のところは、時間数を増やすといった中で、社会の中での法に関する学習などを充実させる必要があるのです、時間数を増やす必要があるといったことで若干出てございます。

それから、7のところは、先ほど言語力ですとか幾つか柱があると言ったところの中の道徳教育の一環として法教育などについて触れている部分を抜粋した部分でございますが、民主主義における法やルールの意義の理解など、5の(7)で示した考え方に沿って道徳教育を充実する必要があるということですか、2ページ目にいきますと、道徳教育の中で法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解したりすることが大切であるということに触れております。

また、文部科学省が道徳の教材として「心のノート」というものを作成しておりますが、そうしたものの中でも法やルールなどの内容に関する教材なども工夫をしていくといったことにも触れてございます。

ここまでが一応総論の部分でございますが、8以下が、各教科ですとか道徳教育の各論ということで触れておる部分でございます。

2ページ目の下のところは、まず小・中学校、小学校の社会科の中でのこととしまして、3ページにまたがっておりますが、3ページを御覧いただきますと、小学校の中では社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図るといった方向性が出てございます。

それから、その下の中学校の社会の中でも、法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得するといったことが出てございますし、特に中学ですと、公民的分野の中でそうした点を扱うということが(ウ)の方で出ておるわけでございます。

また、高等学校の公民に関しましては、下の方の(イ)のところでありますように、こちら「現代社会」という科目の中で、法や経済にかかわる現代社会の諸課題にも触れましようといったことですか、一番下の「政治・経済」という科目の中でも、4ページ目の方にかかっておりますけれども、司法の役割の増大などに対応して法や金融などに関する内容の充実を図ろうということに触れてございます。

また、ここまでが社会科の関係ですけれども、道徳教育ですとか特別活動、学級活動などのことも特別活動という位置付けなのですけれども、それらの中でも⑭のところや、あるいは⑮のところに出てまいりますように、こちらはどちらかという決まりを守る道徳ですので、決まりを守るといった観点からの教育の充実が必要だといったことが書かれてございますし、特別活動の方も、学級活動などの中でお互いにルールを守っていくといったことが大事だということを重視していきましようということを小・中・高にわたって書かれておるといった状況でございます。

現在、審議のまとめ、このおおまかな方向性が出ておりますので、事務的に学習指導要領の改訂の方も進めてはございますが、まだちょっと生煮えと言いますか、まさに改訂作業中ということで、指導要領の具体的な改正に関しましてはここで御紹介できる段階にはないのですけれども、こうした方向性を踏まえて今各教科及び道徳の方で検討しておるといった状況でございます。

最後に、スケジュールだけ、審議のまとめのスケジュールは先ほど申し上げたとおりなのですが、実際の指導要領がいつから適用されるようになるのかという点だけ御説明して終わりにしたいと思います。

スケジュールに関しては資料の中で明示的には出てこないのですが、今年度の3月、実際には来年の3月に小・中学校の指導要領を告示するわけですが、中3年において、小学校

は23年から、中学校はその後1年おいて平成24年から完全に実施をするということにしてございます。

これは、教科書をつくるという作業が必要でございまして、実際にその指導要領ができ上がった後1年かけて教科書会社が教科書をつくり、次の年に検定を行って、その次の年は各市町村がどの教科書を使うかというのを選ぶと、採択と申しますが、そうした作業が必要だということで中3年おいて23年から実施をすると、中学校はそれぞれ教科書作成などが1年ずつずれるということで24年から実施し、通例ですと、高校はもう1年遅れて実施をしていくということになってございます。

そういう意味では、社会科など教科書が必要な部分につきましては完全実施を待たないとなかなか実施ができない。できる部分はもちろんやっていただくわけですが、完全にはなかなかできない。ただ、道徳は教科書がございませんので、こうした理念を踏まえて移行期間中からなるべくやっていただくということになるのではないかというふうに思っております。

少し長くなりましたけれども、今の審議の状況は以上でございます。

大村座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして日本弁護士連合会ですけれども、日弁連では私法分野の教育につきまして検討を重ねておられるということで、今般取りまとめをされたとお聞きしております。

そこで、鈴木委員からその内容につきまして20分から25分程度でお願いできればと存じます。

鈴木委員 資料の5でございますが、今座長の方からございましたように、日弁連の「市民のための法教育委員会」で、私法の分野における法教育をどう展開したらいいのかということのこのところ精力的に検討を進めてきております。

ただ、我々は法律の実務家であって、学者ではない、むしろ本当に実務のことをやっているということで、この取りまとめが学問的にどうなのか全然分からない部分もございます。

また、教育の現場にいるわけでもありませんので、そういった部分でのアイデア出しも十分とは思えません。

しかしながら、全体的なものはこういうものではないかと、こういったものを法教育としてというか、学校現場で考えていくことができるのではないかとということで取りまとめを進めているところであります。

今日お出ししているのは、まだ日弁連としてまとめたものではなくて、検討途中のものであるということに御留意いただければと思います。

また、ダイジェスト版となっておりますけれども、もう少し長くするのか、あるいはもう少し要約するのもも含めてまだ検討中、その意味では、これは私案ということでお出しさせていただきます。

これを全部を読むと時間がかかりますので全部は読みませんが、まず1番の私法分野を子供たちに教える重要性というのは、研究会のころから少しずつ出てきているところですが、どうしても我々の学校現場におけるものを見ると、憲法はかなり強く出ておりまして、それから消費者保護といった部分は出てくるのですけれども、基本的な私人間、私たち個人個人の間を律している法律関係である民法であるとか商法であるとかといったものがなか

なか目に見えないような形になってしまっているということが気になっていたところであり  
ます。

実際の社会の中では、他人との間の権利義務関係を律する私法が極めて身近な、そして重  
要なものとなっております。私法関係が原則的に対等当事者の関係であって、自由で平等な  
個人の合理的な判断に基づいて約束を取り交わして主体的に法律関係を築いていくというこ  
とが今の社会における理念となっているわけですけれども、そうしたことを子供たちにも伝  
えていく必要があるだろうと考えました。

では、その私法の分野をどういうふうに伝えていくかということがあるわけですけれども、  
これは2番のところに、私法の基本原則というものをやはり根本に置いて考えていくのがい  
いのではないかということを出しております。

学習に当たっては、実際の事例に当てはめながら、上位概念である原則を学んで、さらに  
下位概念を押さえることによって、より深く体系的に理解することが期待できるのではない  
かということでもあります。

そして、私法の基本原則の展開というものが、封建制身分社会の崩壊、産業革命、近代資  
本主義社会の発展など、政治・経済、日本史、世界史といった他の科目とも連動しているも  
のを子供たちにダイナミックに見せることになるのではないかということになります。

ただ、そういう意味では、他の科目と連動することが可能であろうと、またその必要もあ  
るだろうということになります。

では、私法の基本原則とは何なのかということで、幾つか挙げさせていただいております。  
まず1つは、自由で平等な市民であるということが1つの基本的な原則であろうと思いま  
す。

近代市民社会が、身分制の封建制社会を否定して、自由で平等な市民という人間像を確立  
したと、このことをやはり伝える必要があるだろうということでもあります。

2ページ目に移りますけれども、しかしながら、この原則も原則であって、例外がないわ  
けではありません。憲法も合理的な区別を認めているところですし、民法上も未成年者ある  
いは高齢者、障害者の権利保護という形の中での例外を認めているところでもあります。

それから、2番目に挙げているのは、所有権絶対の原則、これはもう所有権というもので  
皆さんもご存じの権利ですけれども、こういったものが確立されてきたということも歴史的  
な経緯があるところでもあります。このことをやはりきちんと伝えていく必要があるだろう。  
しかしながら、これもやはり制約、例外が生じてきております。財産権の内容について制限  
が認められているというところでもあります。こういった原則と例外という形での理解をして  
いくことが大事なのではないかということになります。

それから、3番目に、契約自由の原則を挙げております。

これは、「はじめての法教育」の中でも、私法の分野ではきちんと挙げられているところ  
ですけれども、この契約自由の原則というものを出していくということが大事だろうと思  
います。

そして、4番目として、過失責任の原則を挙げております。私的自治の原則では、私たち  
の個人的な活動は自由であるということになるわけですけれども、その一方で、他人に損害  
を与えたような場合には、その賠償をしなければならない。その場合に、不注意、過失ある  
いは故意、知っていてわざとやるというようなことですけれども、そのような場合に賠償責

任を負わされるのだという原則が導き出されております。こうした過失責任の原則というものも我々の社会の基本をなしておりますので、そのことを伝えることが大事だろうと思います。

しかしながら、この点も無過失責任論が現代社会の中ではかなり出てきておりますので、そういった点がどうして出てくる必要があるのかということ伝えていくということになるかと思えます。

3ページ以降、その契約に基づく法律関係をどういうふうに伝えていくかということで挙げております。

4ページのところで、授業の枠組みの例というものを挙げております。

契約自由の原則から消費者保護という進め方は、「はじめての法教育」に出ておるわけですが、例えば労働法の分野において、労働契約というものも雇用主と雇われる側との契約になるので、本来は使用者と労働者が自由に内容を決めることができるし、そしてまたそれを決めた以上は契約の内容を守る必要があるということが原則になるはずであります。

しかしながら、往々にして使用者の立場が強く、労働者というのはそれを強いられる形になっていて、そしてその大多数が貧困と失業の危機にさらされて、低賃金、長時間の労働を強いられるという歴史的経緯の中で、労働者が組合を結成したり、あるいは集団的な活動をするというようなことが認められ、そして19世紀後半以降各国が労働者の保護法制を作る、契約自由の原則を一定程度制約するという形になってきております。

これは世界史の授業等を見ても非常によく分かるところでありますけれども、こういった流れが一つあり得るだろう。これは、借地借家というものを取り上げて同じようなことが言えるのではないかと思います。こういった展開を示すこともいいのではないかと考えております。

それから、発達段階に応じた展開という意味で、5ページになりますけれども、小学校の段階で、契約が二当事者の意思の合致で、これに近い日常用語は「約束」と言えるというようなことを伝えていくということになるかと思えますけれども、小学校の段階で、契約という言葉をあえて使わなくても、その認識を感じとっていただくような形が大事なのではないかと思います。

そしてまた、その中では約束をする、約束を守るといった観点での授業展開ということも重要であろうと思えます。そういう中で契約というものに触れていただくということもあり得るだろうと思えます。

高等学校のレベルになったらどうかと言いますと、先ほど挙げた消費者保護法制だけではなく、労働法制、借地借家法などのさまざまな分野で法がこのような原則を修正しておりますので、その実質的なことを考える授業というものも考えられるだろうと思えます。

また、二当事者での自由な合意という契約の基本的な考え方を、複数当事者で自由な合意という観点から団体、社団設立の場面等を設定して、その場合のルール、つまり法人であるとかそういったものの集団としての、団体としてのルールの必要性・重要性について学ばせる授業も考えられるのではないかと考えております。

5ページ以降、契約に基づかない法律関係について、少し記述をしております。

日常関係では、他人の物を壊したり、交通事故で怪我を負わせるなど、契約関係にない当事者間で問題が生ずることがあります。結構我々にも身近なところで起きる事件、事故であ

りますけれども、その加害者がその損害を負担する結論にならなければ、被害者の救済は図られません。したがって、法が目指す公正は実現されないということになってしまいます。

そこで、この法教育においても、権利救済あるいは公正といった観点から、契約に基づかない法律関係を取り上げていく必要があるのではないかと考えます。

その主たるものが、不法行為と言われるものであります。故意または過失によって、他人の物を壊したり、怪我をさせると、そして他人に損害を与えた場合に、加害者が被害者に損害賠償する義務を負う。これは、社会的には非常に当たり前だと思っているわけですが、では、どういうものが損害なのかとか、救済のためにはどうするのかといったことを理解していただく必要があるだろうと思います。

不法行為に基づく損害賠償の問題というのは、いったん生じた損害を補てんする、てん補することによって被害者の権利救済、ひいては法の目的である公正を回復するという作業になります。そういった作業について具体的な事例で子供たちに考えてもらい、さらには自分たちが生きているということ、個人の尊重というものを具体的に感じる機会にもなるのだろうと考えております。

この部分では、過失責任の原則というものも、当然裏から支えておりますので、このことを理解するということにもなろうかと思えます。

先ほどありましたように、過失責任原則も現実には無過失責任といったような修正が展開されておりますので、では、どういった場合にそういったことになるのかということについて考えてもらう必要もあるだろうと思います。

ただ、この辺についてどの程度やっていくのか、先ほどありました発達段階も踏まえて考えていく必要があると思っております。

その他の検討課題として、幾つか挙げております。

1つは、家族法分野をどうするかという問題であります。

近代家族法の根本原理として個人の尊厳と両性の本質的平等というものがあありますけれども、他方で、共同社会である家族の実態に即して共同体としての規制を加えて、人格的側面では氏や住居の同一を要求し、経済的側面では夫婦間の扶助義務あるいは婚姻費用の分担義務、日常家事債務の連帯、共有の推定、配偶者死亡の際の相続権などを規定しております。

このような法の規定というものが、その個人の尊厳を基本とする分解された個人と共同体としての結合を目指すもので、個人と社会の問題をテーマとする法教育の観点から取り上げることが可能だと思えます。

しかしながら、この部分が強く出ますと、法教育の本来のものどう整合していくのかというようなあたりは、ちょっとまだ我々も疑問符があるところで、この部分をどうやって伝えていくのか。さらに学校現場で伝えるとなると、それぞれの家族関係とかそういったものも裏にありますので、先生方もなかなか教えるににくいのではないかと感じるころであります。その意味で、まだ少し検討しなければいけないだろうと考えております。

それから、意思能力、行為能力という考え方、これも私的自治の原則を裏から支える制度ですが、契約の授業とあわせて行うこともできるだろうと思えます。

例えば、未成年の取り消しといった問題、あるいは高齢者問題とも関わるだろうと考えております。この部分もどういった形で展開させていくかということについて今後検討していきたいと思っております。

それから、私権の公共性ということが言われることがございます。言われるというか大事な原則であります。これもどのような事例を捉えてやったらいいのかという部分で、まだ我々の方もうまくアイデア出しができていないところであります。

あるいは信義誠実の原則、権利濫用といった根本的な考え方ですけれども、こういったものを正面からどうやって出すのか、出さないのかというあたりも検討していかなければいけないだろうと思っております。

それから、近時、景気の動向等もあって注目されている破産という分野がございすけれども、こうしたものも、本来であれば返すべき債務を返さないでいいと国がお墨つきを与えてしまう制度で、それは何となくおかしいよねという話になるわけですけれども、なぜそもそもそういった制度が必要になってきているのかというのを、発達段階に応じて伝える必要があるだろうと思っておりますけれども、それがどこに根本を置いているのかというあたりを伝えていくということは、子供たちに法を考えてもらういいきっかけにはなるだろうと考えているところであります。

6ページの「五 その他の検討課題」として挙げたのは、その原理原則というものから少し外れますけれども、こういったテーマもあり得るのではないかということで出させていたでいるものであります。

日弁連では、こういったものをきちんとまとめて、特に消費者法制とか消費者教育とどう結びつけるかといった部分、あるいは他の分野とどう関連させるのかといったあたりは会内で少し検討する必要があるだろうと思っております。

日弁連の委員会としては、こういったものを取りまとめて、少しずつでも教材の例になるようなものを提供できればというふうに思っております。

それから、念のため申し上げますが、これをそのままお子さんたちに教えるというものは決してございませんで、例として、先例としてあるとすると、推進協議会の方で裁判員の教材を作られたときの根本的な何を伝えたいかということの法曹三者でまとめたようなものがございすけれども、ああいったものをまず作る必要があるだろうということで取りまとめたものであります。

さらに、最初にも申し上げましたけれども、今、大村座長や笠井委員、あるいはそれぞれ専門家の方がいらっしゃいますので、修正するべきところも多々あるかと思っておりますけれども、一つのアイデアとして出させていただいているということでよろしく願いいたします。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、残り時間30分少々になりましたけれども、ここで意見交換に移らせていただきたいと存じます。

これまでなされました御報告を踏まえまして、御意見あるいは御質問等をいただければと存じます。どなたからでもどうぞ。いかがでございましょうか。

本日、この後、私法分野教育についての会合が予定されております。また、今直前に鈴木委員から日弁連の作業の状況について御報告がございましたけれども、そのあたりから始めたらいかがかと思いますが、何かございすでしょうか。

山下委員 先ほどの鈴木委員の私法分野への展開についての項目ですが、それこそ大村座長が生涯かけて研究する分野がカバーされているほど広いものです。法律家が考えるとな

と思うのですけれども、例えば権利とか義務について私法の中で平等だと言ったときに、民法を考えると、財産法と親族相続で全然違うわけで、その市民社会、取引社会における原理原則だということをも頭に入れておくべきだと思います。要するに分野によって意味するところが必ずしも同じではないということです。

昔、明治の最初は、権利というのは、「権理」と書いていた、つまり正しいものでなければならぬ。だから、英語でもrightと言う。その辺も教えていただきたいと思います。もちろん、低学年には無理でしょうけれども、そういうふうに簡単にかみ砕いていくような感じにしてもらえるとありがたいのです。

結局、契約などになると、小学校とか中学校では、なかなか生徒間ではないでしょうから、ある意味、発想を逆にする。いじめとかいろいろあるでしょうから、不法行為から入るという手もあります。法律家を書くとかかなり難しく平板になりますけれども、基本的な発想を私法分野の部会の中でも共有してくださるとありがたいと思います。

大村座長 どうもありがとうございます。非常に貴重な御指摘をいただいたかと思えます。

権利とは何かというのは、出発点にして終着点のようなところがあって、非常に難しいと思いますけれども、しかし権利についての考え方というのをかみ砕いて教えていくというのは非常に大事なことではないかと思えます。

それからまた、取引はなかなか子供にはなじみがないので、不法行為からというお話でしたけれども、これまでの実践例の中にも、例えばプライバシーの問題などがございます。それから、山下委員がおっしゃったように、いじめの問題もございますが、先ほど途中退席された安藤（和）委員から、ぜひいじめの問題について取り組んでほしいとお伝えいただいたとの伝言を受けております。そんなことを考えますと、身近な不法行為の問題から入るというのは一つの考え方ではないかと思えます。

今の御発言に関連して、あるいはそれとは別の点でも結構です。どなたかいかがでしょう。

江口委員、教育の方の観点からいかがでしょう。

江口委員 私、鈴木委員の日弁連の教材というのは、以前にも見たことがありまして、大学の学生に今教員養成の課程で語ってやると、ああ、そうかと、要するに、鈴木委員の考え方、概念が正しいかどうかではなくて、歴史とか他の領域、他の活動と関連して議論できる。例えば、今言われたように、経済活動などとの関係において議論できるし、過去の歴史の理解において理解できる。そういう意味で、私は私法とか、それから憲法に関しては長いこと学校現場で議論されてきたので、こういう幾つかの柱を立てて欲しいと思います。そうすれば、後は、ひょっとしたら現場の先生方は、この教材から相当以上に実践の中で展開の可能性があると思いますので、一つのきっかけとしていいなと思います。

ちょっと蛇足なのですがけれども、僕らは「てん補」とは言わないで「補てん」と言いますよね。かみ砕くっていうのは多分そういうところからだと思うんですよ。権利というのは、確かに重要な概念だけれども、言葉それ自体がやっぱりかみ砕かれないとなかなか現場に伝わらないのではないかと。私は、「補てんだよね、これ間違いだよね、きっと」という形ですべて教えていまして、今日初めて「てん補」って言うんだって、そんな感じですね。だから、そのあたりからも取り組んでいくというのが大切なのではないかという気がしました。

大村座長 どうもありがとうございました。

言葉遣いの問題は本当にいろいろあるかと思えます。婚姻という言葉と結婚という言葉

がございしますが、これも明治時代には使い分けをされていたようでございます。どういう経緯でこのような言葉が使われているのかというようなことについて、ただこうなっているからということではなくて、説明をする、あるいはより易しいものに置きかえていくということは、法律だけではなく教育の場でも必要なことかと思えます。

そのほかいかがでございましょう。

笠井委員，どうぞ。

笠井委員 最近，自分の大学での仕事のことも関係して少し気になっていることで，先ほど江口委員からも教職課程の話が少し出ましたし文部科学省の方もいらっしゃるので，一般的なことなのですけれども，ちょっと伺っておきたいのは，要するに大学の教員養成課程において，こういった場での検討というのはどういうふうに活かされるのかということです。

今日の鈴木委員のお話などというのは，いろんな難しい概念も出てきますし，こういったことというのは，まず先生にちゃんと教えなければいけないことではないかというふうに感じるわけです。そういう意味で，こういった内容，あるいは要するに権利とは何かとか，法とは何かとかということが，先生に教員養成課程で，あるいは教員養成学部でなくても，いわゆる教職課程と言われるもので，どういったふうに教えられていくのかというのが知りたいところです。たまたま今，来年度の大学の授業の担当者を決めているところなのですけれども，来年，なぜか私が教職課程の授業の一部を持ってというふうに言われまして，何をしようかと考えています。せっかくの機会なので，ちょっとこれと関係して，法教育みたいなものも念頭に置きながら，法とは何かみたいなことをやればいいのかということを考えているのですけれども，そういった教員養成での，あるいは学習指導要領が変わったときの取り組みの反映の仕方みたいなことを教えていただければと思います。

大村座長 非常に重要な御指摘かと思えますけれども，どなたからお答えいただくのがよろしいでしょうか。

神山専門官 すみません，最初に言い訳しておきますと，教育課程の担当ではあるんですけれども，教員養成の方はまた別の担当になるので，必ずしも全部分かっているというわけではないのですけれども，一般にその教員養成の課程においては，教職に関する科目と教科に関する科目というふうに分かれておりまして，教職に関する科目というのは，教育の基本的な制度の発達ですとかそういったことについて勉強し，教科に関する科目の方で，各教科，例えば社会科などの中身をやっていくということになっていると思います。

実際の教員養成課程の課程認定の段階では，比較的細かいところまで見ると思いますが，一般的な感覚からいきますと，いったんその認定を受けた後，実際にその社会がどう移り変わっていったって，何が重要になっていったから，それが大学の教員養成での授業に本当に反映されているかといったところは，文部科学省も必ずしもチェックを逐次しているとは言い難いというのが正直なところでして，その意味では，こちらでの議論ですとか，あるいは先ほど御紹介した教育課程部会という私どもの方の審議会の議論などを踏まえて，各大学における授業の中身，特に社会科はもちろんでございますけれども，道徳に関してはそのすべての学校種，かついろんな教科を教える際にも踏まえていなければいけないということになっておりますので，そういった趣旨を酌み取っていただくというふうに，制度上担保されているというよりは，実際のその動きを各大学の教員養成課程において酌み取っていただくというのに頼っておるというのが実情ではなかろうかと思っております。

その意味では、今回、たまたまと言いましょか、教育課程、学習指導要領の方が大きく変わるというタイミングですので、指導要領の、先ほど申し上げたような考え方自体は、教員養成などをやっておる大学などにもよく理念というか考え方を伝えたいというふうに思っておりますので、そういったものを通じてある程度反映していけばいいなと思っております。

あとは、実際の教員養成課程の中で、学校現場の具体の取り組みというのが逆に反映されていくという側面も、深く熱心にやっている教員養成大学はそういう実際の取り組みを反映させようということもしていると思いますので、実際の取り組みの中で法教育のさまざまな教材ですとか教え方みたいなものが、普及なり、これがいいという話が出てくれば、それが逆に反映されていくと。

ただ、これは残念ながら、熱心な大学と熱心ではない大学で若干の温度差があると思うのですけれども、そういったことはあり得るというふうに思っております。

ちょっと抽象的ではございますけれども、私の方から以上でございます。

大村座長 江口委員、何かございますか。

江口委員 法教育研究会、前回の法教育推進協議会のときにも、教員養成においてどうコミットメントできるのかということで議論したのですけれども、制度上なかなかやりづらいうのが現実問題としてあります。

それから、土井先生も一生懸命頑張ってください、教員養成の最低必修の単位みたいな形で位置付けていくという、他の国にはそういう事例があるので、そんな形でもっていると言うけれども、やっぱり私は今教育課程の非常勤で調査官を兼任しているわけで、別なところの制度とすり合わせるということではなかなか難しい。

むしろ山本先生がこの新聞で書かれたように、僕は、法学者なり、笠井委員の京大なり大村座長の東大なり、学者が教員養成でも大切だよと言ってくれれば、逆に言えば、文部科学省が追っかけてくるんですよ、本当に。教員養成G Pの中で、例えば法に着目して横浜桐蔭大学が少し出されたんですけれども、実はもっと資源が豊かな大学が、教員や教育の中で大切だよと言ってくれれば、僕はよその教員養成学部、特に法学部を持っているようなところはそうかという形で動いていくのだろーと思います。だから、そういう意味では、ぜひ笠井委員に、私どもの正しい教師に伝える教材みたいなものを開発していただくと、あつという間に動くのではないのでしょうかという気がしています。

大村座長 投げた球を投げ返されたような形になりました。

細谷委員、どうぞ。

細谷委員 今、教員養成の話がありましたけれども、実際に先生になられた方々の教員研修ということで、立場上少し話をさせていただきます。今のこの私法のこういった内容は、大体どちらかという教科の中で、特に社会科の中で生きていくのかなと思うのですけれども、その前に今、笠井委員がおっしゃったように、やはり先生になる方、そしてなった方というのはもう少し法律の大切さというのでしょうか、自分の身を守るという視点からも、やはり大学のときからやらなければいけないと思います。

というのは、教育委員会にいますと、ほとんど毎日のように新聞に出されます教員の不祥事を見て、法律がなぜ大事なのかということに全然認識されていない学校の先生方が実に多いということに気付かされます。

ですから、こういったものが大学の教職課程、あるいは今度できるであろう教職大学院の

中で、教員になってから、もちろん学生のとときからもそうですけれども、学生にはなかなか実感が湧かないんですね、法律の勉強をしても。社会人になって初めて、実に自分の生活、仕事というのは法律によって守られたり、動いているんだなということに気付く。そういう意味で、教職大学院、あるいは私どもでやっています教員の研修センターなどで、こういった法の大切さというのでしょうか、教育法だけでなく、こういったものから先生方に教えていく、そういうアプローチの仕方もあるのかなと、今の話をお聞きして感じました。

大村座長 非常に重要な興味深い御指摘だったと思います。

法教育のためにこれを勉強しなければいけないということではなくて、およそ一般的に教員として法感覚を身につけていることが望ましいということで、特に今おっしゃった教職大学院、これから制度が動いていくという中で、このようなものが取り上げられていくということになりますと、私ども学者がどこかに書いたりするよりは、より大きな影響があるのかもしれないという気もいたしました。

ほかにいかがでございましょうか。

では、今までの発言を伺って私が感じたことを、ここで挟ませていただきます。

鈴木委員の御披露になった文章、非常に興味深く拝見しました。社会科の教育、特に歴史の教育と結びつけた形で法の問題を織り込んでいくということで、特に子どもの年齢が高い場合ですと、こういう抽象的、一般的な形での議論が歴史との関係で十分に理解可能なのではないかと思います。ですから、中学校の高学年や、あるいは高等学校というようなところでは、こういうアプローチがよいだろうと思います。

他方、小さなお子さんということになりますと、先ほど出ました日常性というのでしょうか、あるいはリアリティーみたいなものがありますので、自分に身近なものから関連づけていくという、そうした発達段階に応じたやり方というのを考える必要があるのではないかと思います。

それから、もう一つ、山下委員の御指摘でございましたけれども、ここで言われているのは取引社会に関する原則だろうということで、確かにそのほかの局面というのがございます。鈴木委員が留保された家族の問題もありますし、それから鈴木委員は約束という言葉を使われましたけれども、我々は約束というと、一般の取引、対価を払う有償契約を想定しますけれども、子供たちの間で約束ということになると必ずしもそうではないわけですので、そうした取引の世界に完全には組み込まれない側面をどのように扱うのかということが、もう一つ課題としてあるのではないかと思います。

確かに、夫婦の問題というのは、人によって考え方も違うところがありましてなかなか難しいのですが、子供について言いますと、自分が子供であって、親に育てられていて、差し当たり親の言うことを聞かなければいけないというのはなぜなのかというようなことは、やはり最初に疑問に思うところではないかと思ういます。そういうことは、この法教育の中で教えていったいいことなのではないかと思います。

それから、お金のやりとりをしているわけではないとしても、友達との約束を守るということが社会を組み立てていく上でなぜ必要なのかといったことも教えていったいい事柄なのではないかと思います。ですから、取引社会にいかに対応していくかというのは非常に重要な事柄なのですけれども、それと並んでその外の世界での行動のルールというのも考えることができるのではないかと思います。

ほかの委員の方、いかがでございましょう。

どうぞ、お願いいたします。

飯田委員 ただの感想ですけれども、私も一般の市民あるいは子供の保護者としての立場から考えたときに、法教育に対しては、自立的な市民として、法律というものは自分の生活の道具であり武器であるというところを教えてくれるようになればいいなというふうに夢を持っています。それは法教育に対しても、裁判員制度に対しても同様です。

そういう気持ちで参加させていただいておりますので、今回の学習指導要領の改訂の考え方をを見せていただいたときに、民主主義という言葉は入っているのですけれども、法を守っていかなければならないというニュアンスが非常に強く感じられて、特に道德というページで目が留まってしまいます。特別活動の分野などでは、逆に自立的な市民としての活動というところにつながる要素がもっと多いと、もうちょっとロマンチックであるなと思います。

特に、小学生のところには、自分たちでルールをつくって守る活動というのがあるのですが、中学生、高校生になりますと、私も中学生の母ですので雰囲気は分かるのですけれども、集団や社会の一員として守るべきルールやマナーの習得という感じになっておりますので、どうもロマンが持てない気がいたしました。でも、現場というものはそういうものかもしれません。

そして、鈴木委員におかれては、やはり自由で平等な市民ということを最初に掲げておられ、これは私法分野の展開ということですが、やはりこういうところからスタートしていただければ、希望が持てるという感想を持ちました。

大村座長 どうもありがとうございます。

ルールの遵守ということが出てくるわけですが、なぜルールが遵守されなければならないのかと、特に具体的なルールについて、このルールを守らないとみんながどうということになるのかという理解をできるような、そういう教育の仕方というのが必要なのではないかと思いますけれども、そのための工夫を検討していければと思います。

ほか、いかがでございましょうか。

安藤（信）委員、お願いいたします。

安藤（信）委員 鈴木委員のこのレジュメ、非常に興味深く読ませていただきました。特に最後の方の家族法に関してですけれども、確かに興味のあるところで、この部分を法教育の場でどのように教えていくかというのはなかなか難しいというのはおっしゃるとおりだと思いますが、これを行うことによって法教育のイメージが変わったり、あるいは受け取る方の学生、生徒のイメージが変わったりするのではないかと思います。個人的には、この部分はもっともっと進めていくべきではないかと思っています。

それから、最後の破産法のところで、借りたものは返すのがルールだというルールがある中で、どうしてそれを返さなくていいというルールがまたできるのかというちょっと相矛盾するところがあります。そこをどう教えたら理解してもらえるのか、実際やっていく場面でもなかなか難しいところがあるので、どんな方法論がいいのかというのは、これからも検討したいと思っています。よろしく申し上げます。

大村座長 どうもありがとうございました。

確かに、最後のところで破産法の倒産の話が出てきております。全体といたしましては、私法の実体ルールについておっしゃっていたと思います。

鈴木委員もおっしゃったように、これまでどうしても公法というか憲法を中心にということでやってまいりましたが、それに対して私法の教育も必要だろうというお話がありまして、私どももそう考えて現在作業をしているわけです。そのときに私法に破産法のようなものを含めていく、あるいは手続法、裁判、民事訴訟等についても含めていくということも十分に考えられると思いますけれども、法律家の委員の方々、実体法のほかに手続法をこの教育の中に取り込んでいくべきなのか、あるいは取り込んでいくとした場合にどの程度どのようということについて、何かご意見があればどうぞ。

吉崎委員 以前から申し上げているところですが、実体法は、訴訟外の活躍場面と訴訟上の活躍場面があります。深刻な問題になった場合には当然訴訟上での実体法の活躍ということを考えなければいけないのですが、こういう事件が起きて民事訴訟でこうなったという新聞記事を読んでも、訴訟外にいる子供には、自分が直面しているルールとの兼ね合いで何がどう違うのかというあたりを多分理解できないと思います。

その意味で、実体法の活躍場面ということを目に知っておくというのは、最終的には訴訟外の自分たちをどう守るかというところにフィードバックされる話であって、そのあたりを、教材としてなのか、授業としてなのか分かりませんが、実体法の活躍場面には両面あるのだということ的前提として理解してもらう必要があるのではないかと思います。

大村座長 どうもありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 日弁連の委員会の中では、今おっしゃった手続法の部分はまだ議論ができていません。例えば民事訴訟における弁論主義などが私的自治のあらわれであるなどということ、どう伝えるのか、伝えないのか、権利があるのだったら主張しなければいけないというようなことを伝えてもいいのかなと思います。それに対して言い分があるのだったら答えなさい、国や裁判所が何か探り出してくれるわけではない、というようなことを伝えていくことは、今ある中からの発展段階としてあり得るのではないかと思います。しかし、それもどこまでやるのか、どうイメージを持ってもらうのかということについて、もう少し検討しなければいけないだろうと思っております。

大村座長 笠井委員、どうぞ。

笠井委員 手続法の話なので何か言わなければいけないと思うのですが、どんな教育をしていただきたいかというのは、私もこのメンバーになって最初の時間（第15回協議会）に話したので、それに尽きていまして、今の吉崎委員や鈴木委員のお話も全くそのとおりだと思います。

あと破産法が取り上げられていることが、非常におもしろいと思えました。むしろここで取り上げられている趣旨は、手続法的な破産法よりも、実体法的な破産法という意味ですね。破産法には手続法と実体法がありますので、学生にも、まず授業で最初の時間になぜ破産法や倒産法があるのかというところからやるわけですが、このあたりは、本当に借りたものを返さなくていいという理由は、端的な理由は返せないからだというところがありまして、それがなぜなのかというあたりは本当におもしろいと思えますし、確かに法教育というか、低年齢の、あるいはいわゆる生徒と言われている方々に対しても、そういった制度があるということをやうまく説明する機会はあってもいいのではないかと思います。

ただ、道徳というところとの関係が難しいところがありまして、もっと高い次元で、人間

として生きていくということの必要性といったことも踏まえてうまく教えていかないといけないので、なかなか教え方が難しいだろうと思います。大人、大学生に対して破産法を教えている分にはいいのかもしれませんが、「借りたものを返さなくていい制度があります。」というのが一人歩きすると少し怖いなという感じもして、なかなか難しいと思います。大村座長 どうもありがとうございました。

確かに、これは実体法にかかわるところです。ですから、債務というのが何であって、責任財産というのが何であるのかということを知るような形で説明する必要がある。笠井委員がおっしゃったように、借りたものを返さなくていいというルールがあるわけではないということも、あわせて伝わるようにする必要があります。

細谷委員 今やっているのは法教育なのですけれども、一方で日銀を中心に金融教育というのを随分やっている。その中で、東京都でも、今特にその中の多重債務者の問題について取り扱っていて、私もメンバーの一人なのですが、教育の面でそれをどういうふうに反映していくかということで、金融教育はいかに多重債務者にならなくて済むかという、小さいときからの正しいお金の使い方という教育をやっていますから、そちらをきちんとすれば、子どもの意識として、借りたものを返さなくていいということにはならないと思います。もちろん、授業でそういう指導をしないで、そのまま何も知らないでいくと、破産法イコール返さなくていいのだという話になっていくと思いますけれども、一方では、そういうものを別の教育でやっておりますので、その辺は心配ないと思います。

鈴木委員 あえてここで入れている意味は、実はこれ安藤（信）委員も同じような体験をされているかと思うのですが、多重債務に陥りながら、「借りたものは返さなければいけない。」という意識を非常に強くお持ちの方が多くて、それがこの多重債務問題の解決を少し長引かせてしまっているのではないかとも思っております。その意味で、破産という制度がなぜあるのかという意識を、子供たち一人一人が持つとともに、社会全体が理解をすることが、そういう人たちの問題解決への取り組みを後押しするのではないかとということもあって、あえて入れさせていただいております。

ですから、それは相反する部分があり、慎重にやらなければならないのは分かりますけれども、そういったことを社会が理解していくことが大事だろうと思っております。

大村座長 自分の持っている財産の範囲で弁済するわけですので、貸す側はどのぐらいの財産を持っている人なのかということについて十分に把握することも必要ではないか、ということもあわせて教えていければということかと思えます。

江口委員、どうぞ。

江口委員 全然違うことなのですけれども。

安藤（信）委員 私も全然違うのですけれども、手続をする仕事をしている司法書士としては少し言わなければいけないと思っただけなのですが、やはり手続をすることがどれほど大事か、それも一つのルールだというふうに思っていますので、我々が登記簿を学校に持っていくと、初めて見たということで、かなりつかみとしてはいいものなので、それを、こういう手続がありこんな効果があるのだよということを、もちろん登記だけではなくて、税金なども含めて話をしていくことも大事なのではないかとというふうに少し感じました。

江口委員 私のは簡単なことでして、神山専門官が言われたように、学習指導要領の改訂や教科書をつくるまで、平成25年までかかっていくわけですね。となると、その間にもう裁

判員制度も実施され、かつ人々がいろいろな意味で法教育が必要だと多分言う局面があると思います。そういう意味で、僕は、法務省及び大村座長を始めとして、この委員会がやれることはやっていくというスタンスでいつもあるべきだと思っています。要するに、学習指導要領に対して要求することはある、それから教科書に対して必要な措置をすることはあるけれども、もうあわせてやらないと時間がかかりますよということを言いたいです。

大村座長 いろいろな問題があるかと思います。先ほど借りたものは返さなければならないのが原則だとしても、しかしその原則を余り強く考えることはまた弊害を伴うというお話がございました。

それから、約束は守らなければならない、これが契約法の第一歩として私どもが教えることなのですけれども、では、約束したら、すべての約束が必ず守らなければいけないのかという問題もあろうかと思しますので、原則というのがどのような意味を持っているのかということ、過不足なくというのでしょうか、適切な形で伝えるというような努力も必要かと思えます。

はい、どうぞ。

吉崎委員 小学校教材作成部会に関して、事務局の方から御報告いただいたのですけれども、これを拝見していると、題材のアイデアを出し合ってブラッシュアップしていこうというような、そんな方向性のように認識しました。

ただ、そういう方向での検討というのももちろん必要なのだと思いますが、やはり小学校の教材を作って何を伝えていくのか、格好いい言葉で言えば理念ですか、その辺の土台がないと、ただいいアイデアだね、だからそれで教材を作っていこうかという方向に流れかねないと思います。発達段階に応じていろいろな判断はあり得ると思うのですけれども、そもそも何をどう伝えていくかという抽象的な意味でもいいから理念を一つ定立した上で作業を進めていくという方向性もあり得るかと思いました。既にそういう方向があるならば御説明いただきたいと思うのですが、その点少し疑問に思ったということを申し上げておきます。

大谷部付 小学校教材作成部会の理念の部分ですけれども、もともこの法教育研究会の報告書で示された部分がございます、それに沿って、その理念に外れないようにという形でやろうと思っております。

ただ、実際に授業をされる先生方にとって興味を持たないような教材でやっては意味がないという観点から、ブラッシュアップをしていこうというところでございまして、例えばルールづくりに関してのいろんな御提案が最初に出てきたわけですけれども、単にルールをつくるだけというのが、それは本当に法教育だろうかというような話になりまして、そこはやはり違うのだろうということになりました。法教育が目指しているのはルールをつくって、見直して、そういう作業を繰り返す中で、法というのは自分たちがつくっているという実感を持ってもらうのが重要だと思っております、何もやみくもに検討をやっているという感じではございません、あくまでも法教育研究会で出された理念の方向性を敷衍したものにねばというふうな形で考えておるところです。

大村座長 ほかに御発言いかがでございましょうか。

今までの話題と独立の話題でも構いませんし、関連するものでも結構です。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、予定した時間になりました。またこの後の会合もございますので、本日はこの程度とさせていただきます。

なお、次回の予定につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

私法分野の教育検討部会は、この後、法務省に場所を移しまして、委員や構成員がお集まり次第開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は以上でございます。どうもお疲れさまでした。

—了—